

アノ手、コノ手の悪質商法にご用心

お近くの消費生活相談窓口
につながります

消費者ホットライン ☎188



長野県消費生活センター

北信 ☎026-223-6777 南信 ☎0265-24-8058
 中信 ☎0263-40-3660 東信 ☎0268-27-8517

<http://www.nagano-shohi.net/>

長野県消費生活情報

検索



こんなことがあったら狙われているカモ…!! 困ったら、一人で悩まずすぐ相談!

【マルチ商法・マルチまがい商法】

このUSB教材を売って、投資で簡単に稼げるって話、本当かい？

投資？

友達に紹介すると、もっと稼げるよ！

みんな学生ローン使ってるぞ。

騙し稼いだって、お金の流れがわかるんだって。

【アポイントメントセールス】

あ、SNSで知り合ったヤキヤキちゃんか！

あ、SNSで知り合ったヤキヤキちゃんか！

あ、SNSで知り合ったヤキヤキちゃんか！

あ、SNSで知り合ったヤキヤキちゃんか！

【架空請求・不当請求】

あ、この〇〇〇〇から請求？

使っていないのに、電話しないの？

あ、この〇〇〇〇から請求？

使っていないの？

【ネット広告等をきっかけとしたトラブル】

アルバイトを探している...

アルバイトを探している...

アルバイトを探している...

「支払われないと法的手続きに入ります」

などと根拠のないSMSを送り付けて連絡先を盗むなどの悪質なSMS請求が多発。アダルトサイトなどでクリックしたら「登録完了」などの表示が出て、高額な料金を請求されるワンクリック請求も増えています。

カモにならないために

- 「必ずもうかる!」といったウマイ話は信じない!
- 友達から誘われて、断るのが気まずくても、きっぱりと断る!

こんな目にあってしまうカモ...

- 実際は誰も加入させられず、商品を購入するためのローン(借金)だけが残ること!
- 知人・友人を勧誘する仕組みのため、今度はあなた自身が加害者に...

カモにならないために

- SNSやネット上の「お得」「今がチャンス」などの広告を安易に信用しない。
- 本来の目的と違う内容の契約を勧められた時は、その場の雰囲気や不安に妥協しない。

カモにならないために

- 「今がチャンス」などの広告を安易に信用しない。
- 本来の目的と違う内容の契約を勧められた時は、その場の雰囲気や不安に妥協しない。

カモにならないために

- SNSやネット上の「お得」「今がチャンス」などの広告を安易に信用しない。
- 本来の目的と違う内容の契約を勧められた時は、その場の雰囲気や不安に妥協しない。

カモにならないために

- 「あなたただで特別!」と勧誘されても、その場の雰囲気や不安に妥協しない!
- 悪質業者が友達を装っている場合があるので、SNSで知り合った人と会う時は慎重に。

カモにならないために

- 「あなたただで特別!」と勧誘されても、その場の雰囲気や不安に妥協しない!
- 悪質業者が友達を装っている場合があるので、SNSで知り合った人と会う時は慎重に。

カモにならないために

- SNSやネット上の「お得」「今がチャンス」などの広告を安易に信用しない。
- 本来の目的と違う内容の契約を勧められた時は、その場の雰囲気や不安に妥協しない。

カモにならないために

- SNSやネット上の「お得」「今がチャンス」などの広告を安易に信用しない。
- 本来の目的と違う内容の契約を勧められた時は、その場の雰囲気や不安に妥協しない。

カモにならないために

- SNSやネット上の「お得」「今がチャンス」などの広告を安易に信用しない。
- 本来の目的と違う内容の契約を勧められた時は、その場の雰囲気や不安に妥協しない。

これだけは覚えておこう!

「絶対もうかる」「格安」など、ウマイ話を安易に信用しない!

悪質商法カモ? と思ったら、消費生活センターへ相談!

経験豊かな相談員が、解決のお手伝い!

困ったら、一人で悩まずすぐ相談!

契約解除

訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。事業者などから強引な勧誘を受け、契約をしてしまった場合などに利用できます。

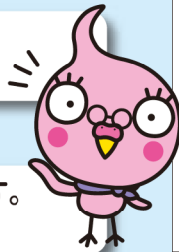
クーリング・オフの手続きの手順

① 契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に、書面で通知します。

② ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。

③ ハガキは「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。

④ 支払ったお金は、全額返金を要求できます。商品の引き取り料金は事業者負担です。



ハガキの書き方の例

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日
商品名 〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇〇〇円
販売会社 株式会社 ××××□□営業所
担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。

平成〇〇年〇月〇日
〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇〇〇

クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

- ・訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス等).....8日間
- ・電話勧誘販売.....8日間
- ・連鎖販売取引(マルチ商法).....20日間
- ・特定継続的役務提供(エステティックサロン・語学教室等).....8日間
- ・業務提供誘引販売取引(内職・モニター商法).....20日間
- ・訪問購入(いわゆる訪問買取).....8日間

◆通信販売は、原則クーリング・オフができません。 ◆消耗品(化粧品・健康食品)で使用した分は、原則クーリング・オフができません。

クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターに相談してください。

困ったときには、消費生活センターにご相談ください。



長野県消費生活センター ※受付時間 8時30分~17時 ※土・日・祝日・年末年始はお休みです

北信消費生活センター ☎026-223-6777
〒380-0936 長野市大字中御所字岡田98-1 県長野保健福祉事務所庁舎1階

南信消費生活センター ☎0265-24-8058
〒395-0034 飯田市追手町2-641-47 飯田市美術博物館隣

中信消費生活センター ☎0263-40-3660
〒390-0852 松本市大字島立1020 県松本合同庁舎4階

東信消費生活センター ☎0268-27-8517
〒386-8555 上田市材木町1-2-6 県上田合同庁舎6階

もしくは、市町村消費生活センター・消費生活相談窓口へ

消費生活センターってどんなところ?



消費生活センターでは、商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者間のトラブルに関し、専門の消費生活相談員が、解決のための助言、あっせん、情報提供などを行っています。

これまで、仕方がないと解決をあきらめていたトラブルはありませんか? 困ったときはひとりで悩まず、すぐに相談してください。